

温泉掘削許可申請

1) 温泉掘削許可の概要

- ① 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する場合、温泉法第3条第1項に基づく知事の「温泉掘削許可」が必要です。
- ② 温泉掘削許可は、温泉法第32条の規定により、栃木県環境審議会（温泉部会）の意見を聴いて行われます。
- ③ 温泉部会では、温泉法第4条の「許可の基準」、市町の意見などに基づいて申請の許否について審議します。
- ④ 温泉掘削許可の有効期間は、許可の日から起算して2年です。2年を超えた場合は、その時点で許可は失効となります。
また、許可期間の更新はやむを得ない場合に限られます。
- ⑤ 温泉掘削の許可は、工事完了届が受理された時点で、温泉法第3条第1項の許可の効力が失われます。

2) 温泉掘削許可について申請者が行う主な手続き

① 温泉掘削の事前相談

温泉をゆう出させる目的で土地を掘削したい場合、温泉掘削の位置、時期、内容等について管轄する保健所と事前に相談してください。

② 法令上の制限の有無の確認等

申請者は、申請書提出までに市町や関係する行政機関へ掘削計画内容等を説明し、法令上の制限など工事施工上の問題点を確認しておいてください。

また、掘削申請予定地が自己所有でない場合は、土地を使用する権原を取得しておくとともに、周辺の既存源泉の管理者から同意書を得ておいてください。

③ 温泉掘削許可申請書の提出

温泉法第32条に規定する審議会の意見を聴くため、4月、8月、12月の末日までに管轄する保健所へ申請書を提出してください。

申請書の提出部数は、正本1部、副本2部の計3部。

温泉掘削申請手数料は140,000円です。（栃木県収入証紙で納付）

④ 掘削申請地の現地調査の実施

申請者、土地所有者及び市町職員など関係者の立ち会いのもと、県が掘削申請地の現地を調査します。

申請者は、杭や鉋を打設するなど掘削しようとする位置が分かるように明示しておいてください。

なお、現地調査は、申請地点の検尺、付近の源泉の状況、可燃性天然ガスによる災害防止に関する技術上の基準の適合などに関して行います。

⑤ 温泉掘削の許可

現地調査後、温泉部会で審議が行われます。

審議結果を受けて、「許可」又は「不許可」が決定され、許可の場合は知事から

「許可書」が申請者へ交付されます。

申請者は、許可を受けた者の住所、氏名、許可番号及び許可年月日並びに着手予定期日及び完了予定期日を記した標札を現地に表示してください。

※ 温泉部会は、毎年、6月、10月、2月に開催します。

4月までに受け付けた申請は6月に、8月までに受け付けた申請は10月に、12月までに受け付けた申請は2月の部会で審議されます。

⑥ 工事着手届の提出

申請者は、工事に着手する7日前までに工事着手届を管轄する保健所へ提出してください。

県は、掘削地点の確認などの検査を行います。

⑦ 工事完了届の提出

申請者は、すべての工事が完了したら関係書類を添えて工事完了届を管轄する保健所へ提出してください。

県は、申請のとおり工事が完了しているか確認のための検査を行います。

温泉増掘許可申請

1) 温泉増掘許可の概要

- ① 既存の源泉からの温泉のゆう出量を増加させるため、ゆう出路の口径を拡大したり深度を増加させる場合やゆう出路を切り下げる場合、温泉法第11条第1項に基づく知事の「温泉増掘許可」が必要です。
- ② 温泉増掘許可は、温泉法第32条の規定により、栃木県環境審議会（温泉部会）の意見を聴いて行われます。
- ③ 温泉部会では、温泉法第4条の「許可の基準」、市町の意見などに基づいて申請の許否について審議します。
- ④ 温泉増掘許可の有効期間は、許可の日から起算して2年です。2年を超えた場合は、その時点で許可は失効となります。
また、許可期間の更新はやむを得ない場合に限られます。
- ⑤ 温泉増掘の許可は、工事完了届が受理された時点で、温泉法第11条第1項の許可の効力が失われます。

2) 温泉増掘許可について申請者が行う主な手続き

- ① 温泉増掘の事前相談
温泉のゆう出量を増加させるため増掘したい場合、温泉増掘の位置、時期、内容等について管轄する保健所と事前に相談してください。
- ② 法令上の制限の有無の確認等
申請者は、申請書提出までに市町や関係する行政機関へ増掘計画内容等を説明し、法令上の制限など工事施工上の問題点を確認しておいてください。
また、増掘申請予定地が自己所有でない場合は、土地を使用する権原を取得しておくとともに、周辺の既存源泉の管理者から同意書を得ておいてください。
- ③ 温泉増掘許可申請書の提出
温泉法第32条に規定する審議会の意見を聴くため、4月、8月、12月の末日までに管轄する保健所へ申請書を提出してください。
申請書の提出部数は、正本1部、副本2部の計3部。
温泉掘削申請手数料は130,000円です。（栃木県収入証紙で納付）
- ④ 増掘申請地の現地調査の実施
申請者、土地所有者及び市町職員など関係者の立ち会いのもと、県が増掘申請地の現地を調査します。
なお、現地調査は、申請地点の検尺、付近の源泉の状況、可燃性天然ガスによる災害防止に関する技術上の基準の適合などに関して行います。
- ⑤ 温泉増掘の許可
現地調査後、温泉部会で審議が行われます。
審議結果を受けて、「許可」又は「不許可」が決定され、許可の場合は知事から「許可書」が申請者へ交付されます。

申請者は、許可を受けた者の住所、氏名、許可番号及び許可年月日並びに着手予定期日及び完了予定期日を記した標札を現地に表示してください。

※ 温泉部会は、毎年、6月、10月、2月に開催します。

4月までに受け付けた申請は6月に、8月までに受け付けた申請は10月に、12月までに受け付けた申請は2月の部会で審議されます。

⑥ 工事着手届の提出

申請者は、工事に着手する7日前までに工事着手届を管轄する保健所へ提出してください。

県は、増掘地点の確認などの検査を行います。

⑦ 工事完了届の提出

申請者は、すべての工事が完了したら関係書類を添えて工事完了届を管轄する保健所へ提出してください。

県は、申請のとおり工事が完了しているか確認のための検査を行います。

動力装置許可申請

1) 動力装置許可の概要

- ① 温泉のゆう出量を増加させるため、動力を装置しようとする場合、温泉法第11条第1項に基づく知事の「動力装置許可」が必要です。
- ② 動力装置許可は、温泉法第32条の規定により、栃木県環境審議会（温泉部会）の意見を聴いて行われます。
- ③ 温泉部会では、温泉法第4条の「許可の基準」、市町の意見などに基づいて申請の許否について審議します。
- ④ 動力装置許可の有効期間は、許可の日から起算して2年です。2年を超えた場合は、その時点で許可は失効となります。
また、許可期間の更新はやむを得ない場合に限られます。
- ⑤ 動力装置の許可は、工事完了届が受理された時点で、温泉法第11条第1項の許可の効力が失われます。

2) 動力装置許可について申請者が行う主な手続き

- ① 動力装置の事前相談
動力を装置したい場合、動力を装置する位置、時期、内容等について管轄する保健所と事前に相談してください。
- ② 法令上の制限の有無の確認等
申請者は、申請書提出までに市町や関係する行政機関へ動力装置計画内容等を説明し、法令上の制限など工事施工上の問題点を確認しておいてください。
また、動力装置申請予定地が自己所有でない場合は、土地を使用する権原を取得しておくとともに、周辺の既存源泉の管理者から同意書を得ておいてください。
- ③ 動力装置許可申請書の提出
温泉法第32条に規定する審議会の意見を聴くため、4月、8月、12月の末日までに管轄する保健所へ申請書を提出してください。
申請書の提出部数は、正本1部、副本2部の計3部。
動力装置申請手数料は110,000円です。（栃木県収入証紙で納付）
- ④ 動力装置申請地の現地調査の実施
申請者、土地所有者及び市町職員など関係者の立ち会いのもと、県が動力装置申請地の現地を調査します。
なお、現地調査は、申請地点の検尺、付近の源泉の状況などに関して行います。
- ⑤ 動力装置の許可
現地調査後、温泉部会で審議が行われます。
審議結果を受けて、「許可」又は「不許可」が決定され、許可の場合は知事から「許可書」が申請者へ交付されます。
申請者は、許可を受けた者の住所、氏名、許可番号及び許可年月日並びに着手予定期日及び完了予定期日を記した標札を現地に表示してください。

※ 温泉部会は、毎年、6月、10月、2月に開催します。

4月までに受け付けた申請は6月に、8月までに受け付けた申請は10月に、12月までに受け付けた申請は2月の部会で審議されます。

⑥ 工事着手届の提出

申請者は、工事に着手する7日前までに工事着手届を管轄する保健所へ提出してください。

県は、動力装置の内容確認などの検査を行います。

⑦ 工事完了届の提出

申請者は、すべての工事が完了したら関係書類を添えて工事完了届を管轄する保健所へ提出してください。

県は、申請のとおり工事が完了しているか確認のための検査を行います。